

私たちのまちの生いたち

(その2)

北海道庁の設置と一九支庁の設置

広大で未開地の多い北海道に、内地と同じ府県制度の三県一局の導入に対して様々な批判が出されました。

この批判に対し明治政府は、明治一九(一八八六)年一月、三県一局制を廃し、「北海道庁」を設置し、全道の施策や集治監(現在の刑務所)及び屯田開墾、授産の事務を統合し、北海道庁がこれらの業務を統轄し執行することになりました。

本庁を札幌に、支庁を函館と根室に置き、初代長官は愛知県出身の岩倉通俊が就任しました。しかし、末端の行政機構は多少の手直しがありましたが、基本的には三県一局時代と同じでした。

北海道の拓殖が進展し、これまでの行政機構では対応しえなくなり、明治三〇(一八九七)年一〇月、北海道に適合する行政機構として、郡区役所を廃し、全道を一

支庁制としました。これによって、網走外三郡役所は一七年間の歴史に終止符をうち、同年一月、北海道庁網走支庁が網走に設置されました。(※この年に、端野に屯田兵一〇〇戸が未開の荒野に入地しました。)

なお、一九支庁は、函館、松前、亀田、寿都、岩内、小樽、室蘭、浦河、札幌、空知、上川、増毛、網走、河西、釧路、根室、檜山、宗谷、紗那でした。

野付牛外一ヶ村と戸長役場の設置

明治三〇(一八九七)年の道庁機構改革に先駆け、同年五月、北海道区制、北海道一級町村制、同二級町村制が公布されました。(この概要は裏面に記載の通り)。実際に施行されたのは、区制が二年後、一級町村制は三年後、二級町村制は五年後でした。

しかし、屯田歩兵第四大隊が野付牛に六〇〇戸、湧別に四〇〇戸の入地が確定していましたが、同年六月一日、常呂村外六ヶ村戸長役場から分かれ、野付牛外一ヶ村(生顔常村)戸長役場が、端野町二区東一七号付近にあった東本願寺派説教所(無量壽寺の前身)内に吏員二名をもって開設されました。その管轄は、現在の北見市(端野、留辺蘂を含む)、置戸町、訓子府町の区域とし、初代の戸長は田中愿(すなお)が根室屯田から着任しました。

しかし同年八月には、北見市本覚寺の前

身の説教所に移転し、同年一〇月北見市大通東六丁目に新築された庁舎に移転しました。戸長役場が設置された当時の野付牛村外一ヶ村の人口は資料がなく明らかではありませんが、住民の殆どが屯田兵とその家族、屯田関係者であり、屯田兵の行政事務は大隊本部が取扱い、戸長役場は一切関知しませんでしたので、戸長役場が屯田兵に関する業務としては戸籍事務くらいであったと言われています。

明治三六(一九〇三)年三月末を以って屯田兵解散と同時に、一般事務は戸長役場に移管しましたので、同年四月一日から名実ともに一村を統治する行政を行うことになりました。

戸長役場から村役場に

明治四二(一九〇九)年四月、野付牛村は生顔常村を合併し、戸長役場を廃し北海道二級町村制に移行し、野付牛村役場の看板を挙げ一步前身した自治体になりました。初代村長に和知金次郎が就任し、初の村会議員選挙が行われました。定数は一二名、内端野から花田清次郎、北崎亀太郎、村口芳作の三人が当選しました。

しかし、村長は北海道長官の任命、その他の権限も弱く、本格的な自治体となるのは、次の一級町村制が施行されるまで待たなければなりませんでした。(裏面へ続く)



野付牛村外1ヶ村図 (明30.6.15常呂村外6ヶ村より分割)

北海道区制・北海道一級町村制、 北海道二級町村制

明治二一（一八八八）年、明治政府は市制、町村制の法律を公布し、同二七（一八九四）年度から施行しましたが、井上馨内務大臣は、北海道は他府県と同時に適用するのは時期尚早であるとし、北海道は適用されませんでした。

北海道の拓殖が進展してきた中、明治三〇（一八九七）年五月、市制、町村制に関連した帝国憲法下における地方自治制度に関する、北海道区制、北海道一級町村制、北海道二級町村制の勅令（明治憲法下、帝

国議会の協賛を経ず、天皇の大権によって発せられた法令）を公布しました。

しかし、この区制及び北海道一級町村制、北海道二級町村制が施行されたのは二年後の明治三二（一八九九）年四月からでした。

北海道区制の沿革

区制とは、現在の「市制」であり、現在の自治体の市制とは異なり、区（市）長及び議会の権限は大幅に制約されていましたが、明治三二年一〇月一日施行され、札幌、函館、小樽の三区が指定されました。

大正四（一九一四）年四月一日に旭川が指定され、同七（一九一八）年二月一日に室蘭、同九（一九二〇）年七月一日に釧路がそれぞれ指定されました。

大正一一（一九二二）年四月、北海道区制の特例を廃止する法律が公布され、同年八月一日から六つの区は「市制」が施行されました。

北海道一級町村制、

北海道二級町村制の沿革

この法律は、各府県の町村制に準ずる内容のもので、現在の地方自治体の町村とは異なり、町村の財政負担の多くを道庁が負う代わり、村（町）長及び議会の権限は大幅に制約され、かつ一級町村と二級町

村の権限も異なっていました。

二級町村では、村長の任命権は北海道長官にあり、助役制度はなく、書記（吏員）は網走支庁長に任命権があり、収入役は村長が村会の同意を得て任命できることになっていました。その代わり、村長及び書記の給与等は道庁が負担しました。また、村長は村会の議長を兼務することとなっており、決算報告の承認権は網走支庁長にあり、条例、規則等の制定にあたっては、事前に網走支庁との協議を経た上で、村会の議決を経て制定するなどの制約がありました。

一級町村になると、村長は村会の選挙より選出し、北海道長官の承認を経て就任できるようになり、助役と収入役は村会の承認を経て任命できるようになり、一般職員は村長に帰属するようになり、村長の任命権は村長に帰属するようになり、村長の負担となりました。また、条例、規則等は一部を除き村会の同意を得て制定できるようになり、村会の議長は議員の選挙により選出できるようになりました。

また、年間の行政の事務全般と財産に関して村会に報告し、承認すること及び決算報告が義務化され、自治権が大幅に拡大されました。この制度は、昭和一八（一九四三）年五月廃止され、同年六月一日に一級、二級町村はなくなりました。